

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十八年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十八年八月二十三日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
十七件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
一件
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
 - 一 宮城県沿岸部の印刷業者（震災により本社兼工場・機械設備が損壊）
 - 二 青森県の廃棄物処理業者（津波により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
 - 三 宮城県沿岸部の小売業者（震災により事務所が損壊、販売先の被災により売上が減少）
 - 四 千葉県の水産卸売業者（風評被害により売上が減少、津波による浸水により在庫破棄を余儀なくされた）
 - 五 千葉県の卸売業者（震災による取引先の廃業により売上が減少）
 - 六 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場・設備が流出、一時営業停止を余儀なくされた）
 - 七 福島県浜通りの製造業者（震災により機械・在庫が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
 - 八 青森県の製造業者（震災により倉庫が損壊、在庫が流出・損壊）
 - 九 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊、設備・在庫が流出・損壊）
 - 十 宮城県沿岸部の建設業者（津波により倉庫・車輛・資材が流出）
 - 十一 宮城県内陸部の飲食業者（震災により設備が損壊、店舗の取壊しにより移転を余儀なくされた）

十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場・設備・在庫が流出）

十三 福島県浜通りの自動車販売業者（震災により事業所・工場・設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

十四 福島県中通りの卸売業者（原発事故による主要取引先の避難により売上が減少）

十五 栃木県の生活関連サービス業者（震災により建物が損壊）

十六 岩手県沿岸部の小売業者（震災により店舗が全壊）

十七 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊流出、一時営業停止を余儀なくされた）

十八 宮城県沿岸部の飲食業者（震災により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

十九 茨城県の水産加工業者（津波により機械装置が全損、原発の風評被害により売上が減少）

買取りに係る債権の元本総額

七十九億二千四百八十五万七千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

出資決定を行った対象事業者の概要

一 千葉県の水産加工業者（震災により店舗建物が損壊）

二 千葉県の水産卸売業者（風評被害により売上が減少、津波による浸水により在庫破棄を余儀なくされた）

出資総額

千八百万円

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行

った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該

処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 十一件、その他 四件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

四十六億九千二百六十六万八千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十二億三千八百三十万三千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の

買取価格の総額

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

岩手県沿岸部の建設業者（津波により備品が流出、一時営業停止を余儀なくされる）

福島県浜通りの建設業者（津波により自宅兼事務所・作業場が全壊、一時営業停止を余儀なくされる）

宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（震災により賃貸物件が一部損壊、使用不能となり賃料収入が減少）

青森県の廃棄物処理業者（津波により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされる）

福島県浜通りの製造業者（震災により工場設備が大規模損壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億二千五百七十一万五千円